

第1 民事訴訟の基本構造

1 訴訟の勝敗のルール

請求権の存在が認められた→原告の勝訴
それ以外→被告の勝訴

例：売買代金支払請求訴訟

「売買契約に基づく売買代金支払請求権」が認められれば原告の勝訴

2 請求権の発生・存続・消滅

請求権はある日発生し、その消滅原因が生じない限り、存続し続ける。

* 民事訴訟とは、請求権の一生の物語

例：売買契約に基づく売買代金支払請求権

売買契約の締結により発生し、弁済、消滅時効等により消滅する

3 原告が訴訟すべきこと

最終目標＝請求権の存在が認められること

請求権の発生を明らかにする

→請求権の発生原因事実（＝いわゆる請求原因の要件事実）の主張立証

例：売買代金支払請求訴訟 請求原因で売買契約の締結を主張立証

被告により当該請求権の消滅原因等（＝いわゆる抗弁）が主張立証されない限り請求権は存続

4 訴訟物

訴訟における審理判断の対象のことを「訴訟物」という（ドイツ語の直訳）。

訴訟において最も重要な判断は請求権の存否の審理判断＝これこそが「訴訟物」

例：売買代金支払請求訴訟における訴訟物は

売買契約に基づく売買代金支払請求権

5 請求権のルーツ

ア ローマ法における訴権（＝アクチオ）の時代

訴訟提起し勝訴するためには、訴権（＝アクチオ）が認められることが必要。

例：売買代金の支払を求める訴訟

売買代金支払に係る「訴権」が認められることが必要。

原告は、この訴権の発生原因として「売買契約の締結」を主張立証

全ての権利についてアクチオが認められていたわけではない＝個別アクチオ

イ 近代ヨーロッパにおけるローマ法の再発見

ウ ヴィントシャイトによる「請求権」概念の発明

例 実体上の所有権

→そこから、「所有権に基づく返還請求権」というものが発生する。

エ 請求権の種類

物権的請求権

物権から発生する「物権的請求権」を新たに発明したもの

債権的請求権

債権とは、もともと請求をする権利のことであるから、債権自体に、「訴訟において」請求する権利（＝請求権）の意味を新たに追加することで足りた

オ 民法における「請求権」概念の採用

ドイツ民法がヴィントシャイト理論を採用

→民法において、請求権の発生要件、消滅要件等を規定

また、これにより、実体法と訴訟法が完全に分離される

→日本がドイツ民法を輸入

カ 民法に訴訟実体法が流入

訴訟実体法（「訴権」の発生要件、消滅要件等）

↓

「訴権」を実体上の「請求権」に置き換え、訴訟外でも使える権利とした

↓

「請求権」の発生要件、消滅要件等が民法に流入

そのため、民法には、次のようなものがある。

- ① 訴訟における立証に関する規定
法律上の推定規定（民法186条2項等）
- ② 元々は訴訟における攻撃防御に関するものであった規定
時効の援用、同時履行の抗弁、対抗要件、暫定真実
- ③ 訴訟でしか行使できない権利に関する規定
詐害行為取消権
- ④ 「訴権」という名前が付いた権利
占有訴権

キ 訴訟の勝敗のルール

ローマ時代は、訴権（アクチオ）が認められれば原告の勝訴

↓

ヴィントシャイトが、訴権に代わるものとして「請求権」概念を発明

↓

現在は、請求権が認められれば原告の勝訴

第2 不動産登記訴訟の概要

1 概要

登記手続は、登記権利者Aと登記義務者Bの共同申請（不登60）なのに、Bが申請手続に協力してくれない。

↓

そこで、Aが、Bに対し、登記官に対する登記申請という公法上の意思表示をすることを求める訴訟を提起

勝訴判決の確定により、Bによる登記申請が擬制される（民執177I）

↓

Aは、この確定勝訴判決を用いて、単独で登記申請ができる（不登63I）

登記権利・登記義務というのは、公法上のもの

↓

それを私法上の請求権の存否を確定する手続である民事訴訟で解決させる

他方で、登記権利を救済する公法上の手続は基本的にはない。

2 債権的登記請求訴訟

ア 売買契約に基づく所有権移転登記請求訴訟

訴訟物 売買契約に基づく所有権移転登記請求権（民560）

民法560条 「売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。」

請求の趣旨

被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、令和4年6月25日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

請求原因の要件事実

要件1 原被告間で当該不動産を目的とする売買契約が成立

c f：賃借権の設定登記をするには、その旨の特約が必要（大判大正10年7月11日民録27輯1378頁）。

一方、売買（民560）や地上権設定（大判明治39年2月7日民録12輯180頁）では特約が不要

イ 解除に基づく原状回復請求としての所有権移転登記抹消請求

訴訟物 解除に基づく原状回復請求としての所有権移転登記抹消請求権（民5451）

民法545条1項

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う

請求の趣旨

被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、令和4年6月25日解除を原因とする別紙登記目録記載の所有権移転登記の抹消手続をせよ。

請求原因の要件事実

要件1 原被告間で当該不動産を目的とする売買契約が成立

要件2 1の契約に基づいて被告の所有権移転登記

要件3 1の契約の解除権の発生原因

要件4 原告が1の契約を解除

3 物権的登記請求

ア 不実登記がある場合の登記請求

甲所有の不動産に不実な乙名義の所有権移転登記

物上請求権の3類型

返還請求権（占有が侵害されている場合）

妨害排除請求権（占有以外の態様で侵害されている場合）

妨害予防請求権（将来の妨害を予防する場合）

不実登記の存在→占有以外の態様による妨害→妨害排除請求権

妨害を排除する方法

当該登記を抹消する

o r

真正な登記名義の回復を原因とする移転登記（乙→甲）をする

（大判昭和16年6月20日民集20巻888頁）

いずれの方法を選択してもよく、どちらを選択しても訴訟物自体は同じ（妨害排除の手段が異なるだけ）。

→裁判所は、原告と異なる選択をしてもよい（処分権主義に反しない）。

a 抹消請求の場合

訴訟物：所有権に基づく妨害排除請求権としての登記抹消請求権

請求の趣旨 被告は、別紙登記目録記載の登記を抹消せよ。

請求原因の要件事実

要件1 原告が当該不動産を所有していること

要件2 当該不動産に被告の登記があること

▼当該登記が「不実」であることは請求原因の要件ではない→有効な登記であることが抗弁に回る。

b 登記の抹消に代わる所有権移転登記請求の場合

訴訟物：所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求

請求の趣旨 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

請求原因の要件事実

要件1 原告が当該不動産を所有していること

要件2 当該不動産に被告の登記があること

（要件3 抹消に代えて移転登記を必要とする理由の存在）

イ 不実な表題登記の抹消請求

例：根抵当権の目的である建物

この建物が滅失していないのに、建物の滅失登記と新建物の表題登記

(最一小判平成6年5月12日民集48巻4号1005頁)

第3 説明が困難な登記訴訟

1 判例が認める登記請求権のうち、その法的根拠の説明が困難なもの

① 売買を原因とする所有権移転登記請求権と消滅時効

甲がその所有する不動産を乙に売った場合、乙の甲に対する所有権移転登記請求権は、消滅時効にかからない(最判昭和51年11月5日裁判集民119号181頁)。

甲 → 乙 → 丙
(登記)

▼乙の請求権が時効消滅してしまうと、甲で登記がとまってしまい、その後の移転登記ができなくなる？

▼なお、甲から丙へのダイレクトの移転登記(真正な登記名義回復)はできない(最判平成22年12月16日民集64巻8号2050頁)。

② 中間者の登記抹消請求権(二重の不実登記ケース)

甲所有土地

甲の登記→乙の不実登記→丙の不実登記

甲所有の不動産につき、乙の不実な所有権移転登記がされ、更に丙の不実な所有権移転登記がされた。

乙が丙に対し登記抹消請求をすることができる(最判昭和36年4月28日民集15巻4号1230頁)。

③ 前主による乙区登記の抹消請求権

甲 → 丙
乙の不実抵当権登記

甲所有の不動産に乙名義の不実の抵当権登記がある場合に、甲が丙に当該不動産を譲渡した後も、甲の乙に対する登記抹消請求権は消滅しない(大判明治39年6月1日民録12輯893頁)。

2 時効取得と登記

ア 登記の方法－移転登記

(明治44年6月22日民第414号民事局長回答, 大連判大正14年7月8日民集4巻412頁)

「時効取得者は, 従前の所有者との関係において, 伝来取得の当事者たる地位にあるものとみなされる」 (大判昭和2年10月10日民集6巻558頁)

不動産登記法1条による「移転」に, 時効取得も含まれる。

▼c f : 原始取得である土地収用による権利取得の登記も, 移転登記の方法によるとされている(不登106)。

イ 時効取得を原因とする所有権移転登記請求権の法的性質

a 司法研修所の公式見解

所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求権

請求原因の要件事実

要件1 原告が当該不動産を時効取得したこと

要件2 当該不動産に被告の所有権移転登記があること

b 司法研修所の公式見解の問題点

i 被告の所有権移転登記は, 過去の権利変動の過程を表示しているものによらず, 原告の所有権を妨害しているわけではないから, そもそも, 妨害排除請求権は発生しない。

ii 仮に妨害排除請求権が発生したとしても, その妨害を排除する方法として「所有権移転登記請求権」を選択することはできない

iii 現在の所有名義人＝時効により所有権を失う者ではない場合であっても現在の所有名義人を被告とすることになる。

iv 時効取得者が, 自己の所有権移転登記をする前に, 当該不動産を第三者に譲渡してしまうと, その後は, 誰も移転登記ができなくなり, そこで登記が止まってしまう(時効取得後譲渡ケース)。

甲 → 乙 → 丙
(時効取得) (売買)

第4 説明が困難な登記訴訟を説明する

1 判例の確認

最判昭和36年4月28日民集15巻4号1230頁

「わが不動産登記法は、不動産について登記簿上、現在の権利関係をあきらかにすると共に、これに先行する権利変動の過程をも、登記簿上如実に表現することを目的とするものであるから、その権利変動の当事者となったものは、その権利変動の過程において真実と符合しない無効の登記があるときは、たとえ既にその物権を他に移転し、従って現在においては不動産の実質的権利者ではないとしても、その登記の是正に関して利害関係を有する限り、現在の実質的権利者と同じくその是正について登記名義人に協力を求めるいわゆる登記請求権を有するものと解すべきである。」

注目ポイント

i 登記制度の制度趣旨を重視

「権利変動の過程をも、登記簿上如実に表現すること」

→私人の権利の実現のためにある民事訴訟を利用して公益も実現

c f : 行政訴訟の中には、公益を実現する訴訟類型がある。「民衆訴訟」(＝住民訴訟、選挙訴訟)

c f : 民事訴訟の中で公益を実現する例：筆界確定訴訟，共有物分割訴訟

ii 不動産の実質的権利者でなくても登記請求権がある

「その登記の是正に関して利害関係を有する限り、」「不動産の実質的権利者ではないとしても、」「登記請求権を有する」

2 判例の認めた登記請求権

「その登記の是正に関して利害関係を有する」者が有する「登記請求権」

「権利変動の過程をも、登記簿上如実に表現すること」

過去の権利変動の当事者であって、既に債権も物権も失っている者に登記請求権を認めることで、過去の権利変動について、正確に登記をさせる。

↓

物権変動の当事者に認められる登記請求権

↓

物権変動的登記請求権

5 消極的物権変動的登記請求権

ア 消極的物権変動の意義

積極的物権変動 通常の物権変動

甲 → 乙 → 丙
(贈与) (時効取得)

消極的物権変動その1：物権変動の撒き戻し

甲 → 乙 → 丙
(売買) (売買)

丙 → 乙 → 甲
(売買の解除) (売買の解除)

丙の所有権登記が残ったままの場合

→乙が丙を被告として抹消請求をすることができる
(乙丙間契約の解除に基づく原状回復請求権)
(消極的物権変動的登記請求権)

消極的物権変動その2：不実登記の抹消し（上記第4の2②）

甲の登記→乙の不実登記→丙の不実登記

丙 → 乙 → 甲
(不実登記抹消) (不実登記抹消)

丙の所有権登記が残ったままの場合

→乙が丙を被告として抹消請求をすることができる
(最判昭和36年4月28日民集15巻4号1230頁)
(消極的物権変動的登記請求権)

訴訟物 物権変動的登記請求権としての登記抹消請求権

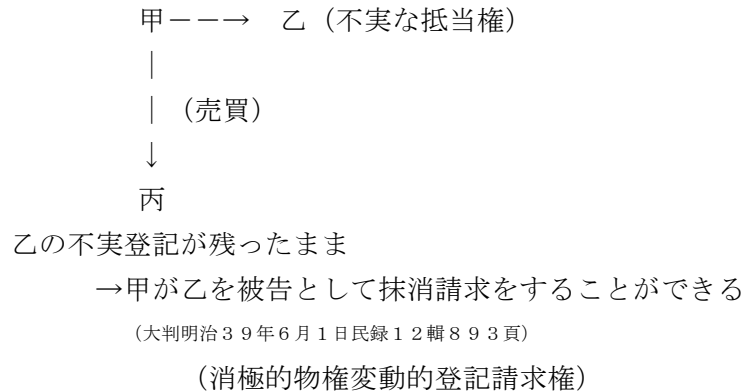
請求の趣旨

被告（丙）は、別紙登記目録記載の登記の抹消手続をせよ。

請求原因の要件事実

- 要件1 消極的物権変動の発生根拠事実
- 要件2 1の物権変動に伴う登記の抹消がされていないこと
- 要件3 他の登記請求権の不存在

消極的物権変動その3：乙区の不実登記の抹消し（上記第5の1③）



6 物権変動的登記請求権の正体

ア 概要

ヴィントシャイト理論によると、
物権的又は債権的請求権がなければ、訴訟は提起できないはず
↓
そうではない。どういう訴訟を起こせるかは、国が決める（＝個別アクチオ）

イ 相続回復請求訴訟（民885）

元々は、相続財産を回復するための特別のアクチオであった
→物権的請求の寄せ集めであると無理やり解釈

ウ 共有物分割訴訟

共有物の分割という権利関係を形成するための特別なアクチオ
▼前提として共有権の確認が必要であることから、非訟ではなく訴訟によるもの

エ 筆界確定訴訟

筆界の確定という公益を実現するための特別なアクチオ
▼公益を実現するものであるが便宜上民事訴訟によるもの

オ 不動産登記訴訟

「請求権」に基づく訴訟とアクチオが混在している

「請求権」に基づく訴訟であるもの
物権的登記請求、債権的登記請求
公益を実現するための特別のアクチオであるもの
物権変動的登記請求

第5 物権変動的登記請求権の発展

1 物権変動のもう一人の当事者の提起する訴訟：登記引取請求訴訟

登記義務者が、登記権利者に対し、登記に協力するよう請求するもの
判例（最判昭和36年11月24日民集15巻10号2573頁等）が認めた訴訟類型

例えば、売買であれば、売主が原告になって買主を被告とする所有権移転登記訴訟

請求の趣旨

被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、令和〇年〇月〇日売買を原因とする原告から被告への所有権移転登記手続をせよ。

給付訴訟というのは、請求権に基づいて提起するもの→債務者が給付訴訟を提起することはできない（確認訴訟は別）。

登記義務者も、物権変動のもう一人の当事者である

↓

物権変動的登記請求権を有している

↓

登記引取訴訟の訴訟物は物権変動的登記請求権（東京地判平成26年11月11日判時2251号68頁）

2 「真正な登記名義の回復」の再考

ア なぜ「真正な登記名義の回復」を原因とする移転登記が必要なのか

甲所有不動産 → 乙の不実の所有権移転登記

甲には、乙に対する、所有権に基づく妨害排除請求権が発生

乙の登記につき、登記上の利害関係を有する第三者がいるが、その者が乙の登記の抹消を承諾してくれない場合、乙の登記の抹消はできない

↓

物権変動を正確に公示するという登記制度の趣旨に反する

↓

乙から甲への所有権登記を、判例が認める

乙→甲という消極的物権変動に伴う所有権移転登記請求権

→物権変動的登記請求権の可能性はないか

*移転登記後も乙の登記は残るから、妨害は排除されていない

イ 消極的物権変動＋消極的物権変動の場合

甲所有不動産 → 乙の不実の所有権移転登記 → 丙の不実の所有権移転登記

甲は、丙に対し、真正な登記名義の回復を原因とする所有移転登記請求ができる
(最一小判昭和34年2月12日民集13巻2号91頁)

甲が、丙に対し、所有権に基づく妨害排除請求権を行使した場合、丙の登記の抹消ができるだけ

↓

真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求は、所有権に基づくものではない

↓

もちろん債権でもないから、物権変動的登記請求権と考えるほかない
(二重の消極的物権変動)

丙 → 乙 → 甲
(消極的物権変動) (消極的物権変動)

二重の消極的物権変動の場合の物権変動的登記請求権

二重の消極的物権変動の最終当事者が、最初の当事者に対し、
真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求をすることができる
(実質上の中間省略登記)

ウ 消極的物権変動＋積極的物権変動の場合

乙 → 丙 (不実な所有権移転登記)
|
| (売買)
↓
甲

甲が、丙に対し、真正な登記名義回復を原因とする所有権移転登記請求
(最判昭和30年7月5日民集9巻9号1002頁, 最判昭和34年2月12日民集13巻2号91頁)

丙 → 乙 → 甲
(消極的物権変動) (積極的物権変動)

二重の物権変動の場合の物権変動的登記請求権

二重の物権変動の最終当事者が、最初の当事者に対し、
真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求をすることができる
(実質上の中間省略登記)

エ 積極的物権変動＋積極的物権変動の場合

甲 → 乙 → 丙
(売買) (売買)

i 真正な登記名義の回復を原因とするダイレクトな移転登記は不可

「真正な登記名義の回復」は、「抹消」に代わるものとして判例が作出したものであるが、この場合は、そもそも、元が「抹消」ではない。

また、この場合にまで、甲→丙とダイレクトの登記を認めるのでは、かえって、物権変動の過程の正確に示すという登記制度の趣旨に反する。

そのため、判例（最判平成22年12月16日民集64巻8号2050頁）は、この場合に甲→丙への真正な登記名義の回復を原因とするダイレクトの移転登記を認めていない。

ii 中間省略登記の合意があれば、ダイレクトな移転登記も可

他方で、判例（最判昭和40年9月21日民集25巻8号1422頁）は、甲乙丙の合意（中間省略登記の合意）がある場合に、甲→丙のダイレクトな登記請求訴訟を認める。

任意の登記申請ではこのダイレクトの登記は認められない（＝上記合意から実体上の請求権が発生するものではない）ことからすると、この訴訟は、債権的請求権に基づくものとは直ちにはいえない（もっとも、一般には、この訴訟は債権的請求権に基づくものと考えられている）。

もちろん、物権的請求権に基づくものでもない。

とすると、この登記請求訴訟も、物権変動的登記請求権に基づくものとの説明をす
るしかない（上記iのような問題があることに加え、中間者を保護する必要もあること
から、中間者である乙を含めた三者の合意があったことを、この請求権の行使要件
としたと考える）。